

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則 二七三
- 福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 二七三

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二七三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二七三
- 道路の区域を変更する件二件 二七四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二七四
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二七六

規 則

福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十九号

福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則

福島県調理師法施行細則（昭和三十四年福島県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「当該各号」を「知事が別」に改め、同項第一号中「第一号様式」を削り、同項第二号中「第二号様式」を削り、同項第三号中「第三号様式」を削り、同項第四号中「第四号様式」を削り、同条第二項中「調理師免許証返納届（第四号様式の一）」

を「知事が別に定める届出書」に改める。
第二条中「調理師試験受験願書（第五号様式）」を「知事が別に定める願書」に改める。
第三条中「合格証書（第六号様式）」を「知事が別に定める合格証書」に改める。
第一号様式から第六号様式までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県調理師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、届出書及び願書は、それぞれ改正後の福島県調理師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届出書及び願書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則第三条の規定に基づき交付されている合格証書は、改正後の規則第三条の規定に基づき交付されている合格証書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第六十号

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福島県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「製菓衛生師試験受験願書（第一号様式）」を「知事が別に定める願書」に改め、同条第二号中「（第二号様式）」を「として知事が別に定める書類」に改める。

第三条中「合格証書（第三号様式）」を「知事が別に定める合格証書」に改める。

第四条中「第四号様式」を「知事が定める様式」に改める。

第五条第一項中「当該各号に定める様式による」を「知事が別に定める」に改め、同項第一号中「製菓衛生師免許申請書（第五号様式）」を削り、同項第二号中「製菓衛生師名簿訂正申請書（第六号様式）」を削り、同項第三号中「製菓衛生師名簿登録消除申請書（第七号様式）」を削り、同項第四号中「製菓衛生師名簿登録消除申請書（第八号様式）」を削り、同項第五号中「製菓衛生師免許証 書換え交付 再 交 付 申請書（第九号様式）」

を削り、同条第二項中「製菓衛生師免許証返納届（第十号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第一号様式から第十号様式までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、願書及び届出書は、それぞれ

改正後の福島県製菓衛生師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書、願書及び届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている合格証書及び証明書は、それぞれ改正後の規則に基づき交付されている合格証書及び証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則第四条の規定に基づき作成されている製菓衛生師名簿は、改正後の規則第四条の規定に基づき作成されている製菓衛生師名簿とみなす。

5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

告 示

福島県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年六月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - J A 農産物直売所 愛情館 福島県郡山市朝日二丁目九一番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 全国農業協同組合連合会
 - 代表者の氏名 代表理事理事長 山崎 周二
 - 住所 東京都千代田区大手町一丁目三番一号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 全国農業協同組合連合会 福島県本部
 - 代表者の氏名 県本部長 渡部 俊男
 - 住所 福島県福島市飯坂町平野字三枚長一番地の一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和四年二月十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 千三百七十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 八十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 八立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前八時
 - (二) 閉店時刻 午後七時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前七時三十分から午後七時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
 - 令和三年六月十一日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 高野千織

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第六百三十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
緒方安雄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百三十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道飯野 三春石川 線	本宮市稲沢字研石二四 番四地先から 同 市稲沢字研石三〇 番六地先まで	変更前 四五・七 一〇六・六 変更後 四五・七	（メートル） 一七六・五	（メートル） 一七六・五

一〇六・六

福島県告示第四百九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道飯野 三春石川 線	本宮市稲沢字平田石一 六五番一地从先から 同 市稲沢字平田石五 五番二八地先まで	変更前 一一・〇〇 八九・〇 変更後 一一・〇〇 五二・六	（メートル） 一八〇・〇	（メートル） 一八〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年六月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
拾石久保	石川郡浅川町大字里白石字十石 久保	土石流	次の図のとおり
田畑	福島市飯坂町茂庭字三賀尻	地滑り	

一 土砂災害警戒区域

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
峰崎	南会津郡南会津町中荒井字峰崎	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
穴原	同 市飯坂町茂庭字鱒沢	地滑り	
水割	同 市飯坂町天王寺	地滑り	
田畑第2	同 市飯坂町茂庭字田畑	地滑り	
天沼	同 市土湯温泉字天沼	地滑り	
秋伐場1	同 市土湯温泉字秋伐場	地滑り	
土湯秋伐場	同 市土湯温泉字秋伐場	地滑り	
四石	同 市岡部字四石	地滑り	
宮内	伊達市霊山町掛田字宮内	地滑り	
東沢	同 市保原町柱田字東沢	地滑り	
東沢1	同 市保原町柱田字東沢	地滑り	
駒場	伊達郡国見町大字石母田字駒場	地滑り	
峰崎	南会津郡南会津町中荒井字峰崎	急傾斜地の崩壊	

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月29日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第11の9中「及び11」を「、11及び12」に改め、同表に次のように加える。

12 ふたば医療センター附属病院において検査業務に従事する主任専門医療技師等の職を命ぜられている職員

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間	週 休 日
通常勤務の者	午前9時から午後5時45分まで	午後零時30分から午後1時30分まで	勤務時間4時間につき15分とし、院長の定める時間	4週間ごとの期間につき院長の定める8の日

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

（病院経営課）